

第13回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年6月14日（月）午前9時40分から午前10時10分

2 開催場所 光市役所 3階 大会議室（1・2号室）

3 出席委員（16人）

農業委員

1番 田村 尚利
3番 出穂 真奈美
4番 小林 勉
6番 西岡 正信
7番 宮内 昭壽
8番 藤本 準一
11番 弘田 靖
12番 田村 耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1番 國弘 久男
2番 濱田 俊文
3番 末岡 博
4番 小山 秋芳
5番 重田 正憲
6番 城 俊治
7番 小田 博
8番 秋山 孝

4 欠席委員

農業委員

（4人）

2番 河村 晴夫
5番 鬼武 敬子
9番 吉岡 弘
10番 山本 忠男

農地利用最適化推進委員（2人）

9番 森本 鉄之
10番 西村 隆裕

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

- 議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について
議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
農用地利用集積計画の承認について
議案 第3号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価（案）について
議案 第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
について
- 報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について
報告 第2号 非農地証明について
報告 第3号 農地法施行規則第53条第14号の認定について

6 農業委員会事務局職員

- 事務局長 弘 光宣
農地係長 森重 康男
農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第13回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は8名、農地利用最適化推進委員8名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、3番 出穂 真奈美 委員、4番 小林 勉 委員、にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは議事に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局

総会議案の1ページをご覧ください。

それでは、議案第1号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は3件でございます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、番号1から、ご説明いたします。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は福岡市に本店のある法人で、譲渡人は申請地の近くに居住する自営業の個人です。

申請のあった土地は、大字浅江地内、市役所浅江出張所から南に約2.8km位置する1筆で、登記地目は田、面積は1,365㎡の自作地です。

譲受人は、太陽光発電による売電事業の拡大を計画し、当該農地の維持管理が困難となり、処分先を探していた譲渡人よりここを取得し、パネル面積588.13㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電施設を建設し、ようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないことから第2種農地と判断いたします。第2種農地は他に代替となる用地がない場合許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、田村会長に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

12番
(会長)

今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。

事務局

それでは、番号2について、ご説明いたします。

本件も所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は大阪市内に本店を置く太陽光発電事業他を営む法人で、譲渡人は市内に居住する会社員の個人です。

申請のあった土地は、大字三輪地内、市役所大和支所から南東に約800m位置する2筆で、登記地目は田、面積は1,572㎡の自作地です。

譲受人は、太陽光発電による売電事業の拡大を計画し、当該農地の維持管理が困難となり、処分先を探していた譲渡人よりここを取得し、パネル面積468.20㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電施設を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、都市計画法に基づく、用途区域が設定されていることから、第3種農地となります。第3種農地は原則許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その确实性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、

基盤強化法による利用権設定がされていましたが、申請前に合意解約がされておりす。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、山本委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは、番号3について、ご説明いたします。

本件も所有権の移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は番号2と同一の法人で、譲渡人は東京都に居住する会社員の個人です。

申請のあった土地は、大字三輪地内、市役所大和支所の南東約 800m に位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 862 m²の自作地です。

譲受人は、太陽光発電による売電事業の拡大を計画し、遠方に居住し当該農地の維持管理が困難で処分先を探していた譲渡人よりここを取得し、パネル面積 226.55 m²、発電出力 38.5kw の太陽光発電施設を建設し、ようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、都市計画法に基づく、用途区域が設定されていることから、第 3 種農地となります。第 3 種農地は原則許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてです。事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましても、山本委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第1号番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号3は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第2号の説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。

光市長から、農用地利用集積計画の承認を求められています。

これは、農地法の許可を必要とせずに市が計画した農用地利用集積計画に基づいて、農地の貸し借りができる制度です。市が公告することで効力が発生しますが、事前に農業委員会の承認が必要となります。

別紙の農用地利用集積計画書をご覧ください。

更新2筆で面積は2,300㎡、のみです。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

説明は以上です。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長

ないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第3号の説明をお願いします。

事務局

それでは続きまして議案第3号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてご説明いたします。

議案第3号の資料をご覧ください。

「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」でございますが、これは令和2年度の農業委員会が実施しました事務等についてその実績を点検・評価したものでございまして、概ね、当初の活動計画について適切に実施できたと考えております。

この議案第3号の内容につきまして、光市ホームページに掲載し、5月17日から、この案について市民の皆様からの意見をいただくこととしておりましたが、意見はございませんでした。

事務局としましては、議案第3号の案につきまして、正式な「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」として県に提出するとともに、市のホームページに改めて掲載させていただきたいと考えております。

また、文言等に軽微な修正がございましたら、事務局にて修正をさせていただきたいと存じます。

併せてご了承いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
続いて、議案第4号の説明をお願いします。

事務局 それでは続きまして議案第4号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてご説明いたします。

議案第4号の資料をご覧ください。

こちらは、今年度に農業委員会が実施してまいります事業につきまして「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」として、その目標等を計画としてまとめたものでございます。

内容としましては、令和元年度の実績を踏まえ、今年度の活動計画を策定した内容となっております。

この議案第4号の内容につきましても、議案第3号と同じく、光市ホームページに掲載し、5月17日から、この案について市民の皆様からのご意見をいただくこととしておりましたが、こちらも意見はございませんでした。

この議案第4号の案につきまして、このままの形で正式な「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」として県に提出するとともに、市のホームページに改めて掲載させていただきたいと考えております。

また、文言等に軽微な修正がございましたら、事務局にて修正をさせていただきたいと存じます。

併せてご了承いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

推進2番 農家・農地等の概要で農家総数が少ないように感じますが。

事務局 現時点で県が公開している農業センサスの概算値を記載しております。今後公表される確定値と記載している数値に差異があれば、修正を行いたいと思います。

議長 他にございませんか。

(異議なしの声)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項1号から3号は一括して説明申し上げます。報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、2件ございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続きまして、報告第2号「非農地証明について」です。

届出の件数は、3件ございました。

内容については記載のとおりでございます。

調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

最後に、報告第3号「農地法施工規則第53条第14号の認定について」です。

本件は、携帯電話のアンテナ等の設置について、農地法上の許可を受

ける必要はありませんが、届け出を要するというものです。

届出の件数は2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、当該施設の設置について当委員会として異議のない旨回答いたしました。

説明は以上でございます。

議長

只今の報告第1号から3号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第13回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和3年6月14日開催の第13回光市農業委員会総会の議事録である。

令和3年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____